

桜川市では出産お祝い金を支給します

支給対象者

対象児童を出産した者又はその配偶者で下記を満たす者

- ・桜川市の住民基本台帳に記録されている者
- ・住民基本台帳において、対象児童と同一の世帯に記録された者

対象児童

- ・出生最初の住民基本台帳への記録が桜川市になされた者
- ・令和3年4月1日以後の出生日の者

支給額

10万円

必要なもの

申請書、印鑑、申請者の公的身分証明書と通帳の写し

提出先

岩瀬庁舎（児童福祉課） 大和・真壁庁舎（各総合窓口課）

※出生後1年以内に申請してください

問い合わせ先

桜川市役所児童福祉課

0296-75-3156

